

「宅地造成及び特定盛土等規制法における規制区域（案）」の パブリックコメント集約結果

「宅地造成及び特定盛土等規制法における規制区域（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

宅地造成及び特定盛土等規制法における規制区域を12月末に公表、令和7年1月から周知（説明会開催等）し、令和7年4月1日から施行予定。

4 参考

意見募集期間 令和6年10月1日（火）～10月31日（木）

（担当課）

倉敷市 建設局 都市計画部 開発指導課

「宅地造成及び特定盛土等規制法」における規制区域（案）について

1 法改正の概要

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、令和4年5月27日付けで「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」が公布、令和5年5月26日に「宅地造成等規制法」が改正、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）」が施行され、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

これに伴い、本市において、新たに規制区域を指定するものです。

2 倉敷市における規制区域

倉敷市では規制区域の指定にあたり、国土交通省から通知された「基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説（案）」に基づき、基礎調査を行いました。この結果を踏まえ、規制区域界を明確にするとともに、盛土等に対する行為を厳しく規制できるように、**市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定（図－1参照）したいと考えています。なお、特定盛土等規制区域は指定しない予定です。**

3 規制区域内での規制対象行為

規制対象行為は、一定規模以上の土地の形質の変更（盛土・切土）及び一時的な土石の堆積に対して、許可及び届出が必要となります。

4 「宅地造成等規制法」から「盛土規制法」による主な変更点

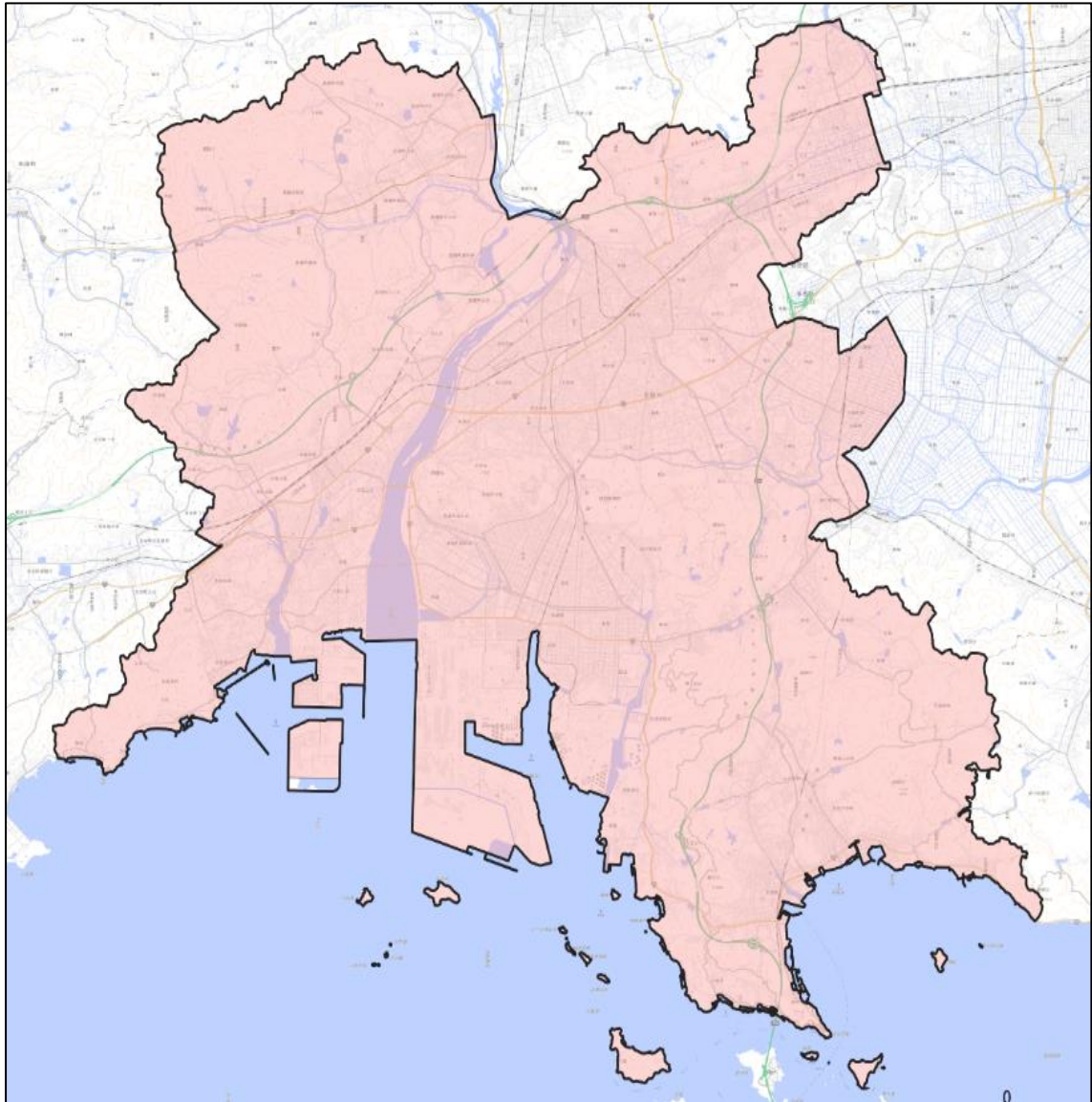
倉敷市においては、市内全域を宅地造成工事等規制区域に指定するため、土地の形質の変更及び一時的な土石の堆積を行い、一定規模以上の場合には、「盛土規制法」の許可が必要となる場合があります。さらに、宅地造成等行為の規模等の内容によっては、中間検査や定期報告が必要となることもあります。

5 規制区域の公示・施行

令和7年4月1日 公布、施行（予定）

6 倉敷市埋立行為等の規制に関する条例の取扱いについて

「盛土規制法」と「倉敷市埋立行為等の規制に関する条例」の目的が、盛土及び土取りに伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のための規制であることから、「倉敷市埋立行為等の規制に関する条例」を規制区域の施行日に合わせて廃止したいと考えています。



図－1 規制候補区域（市内全域（ピンク色）：宅地造成等工事規制区域）